

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第19号

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県手数料徴収条例施行規則（平成12年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（略）		別表第2（略）	
条例別表の項	手数料の名称	条例別表の項	手数料の名称
（略）		（略）	
505の項	（略）	505の項	（略）
506の項	<u>認定証再交付手数料</u>		
507の項	<u>認定証書換え手数料</u>		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。